

久留米市共同企業体試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登録業者数に対して、発注件数が少ない業種に関し、公共工事に携わる機会を拡大し、技術力や品質の維持・向上を図るとともに、中小企業の振興を図り、地域の守り手としての建設産業を持続させることを目的に、試行的に実施する共同企業体の運用について、久留米市共同企業体運用要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

(対象工事の種類・規模)

第2条 試行的に実施する共同企業体の対象工事の種類・規模は、次の掲げるものとする。

- (1) 塗装工事 設計金額が3,000万円程度
- (2) 造園工事 設計金額が3,000万円程度
- (3) 防水工事 設計金額が3,000万円程度

(構成員の数)

第3条 構成員の数は、2社とする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、塗装工事及び造園工事については最上位等級に属する者の組み合わせとし、防水工事については評価点670点以上に属する者の組合せ、若しくは評価点670点以上業者と670点未満に属する者の組合せとする。

(補足)

第5条 この要領に定めのない事項については、久留米市共同企業体運用要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月21日から施行する。